

1: 令和7年4月1日 適判手数料改定対象の県について

- (1) 改定対象県 1都13県すべて
- 東北: 福島県
- 関東: 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県
- 北陸: 石川県、富山県
- 甲信越: 山梨県、長野県、新潟県
- 中国: 岡山県

(2) 延べ面積による手数料

- ・構造計算が認定プログラム又は認定プログラム以外の方法により行われたもの
 区別なく同一料金

(非課税)

延べ面積	1,000m ² 以内	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	2,000m ² 超 10,000m ² 以内	10,000m ² 超 50,000m ² 以内	50,000m ² 超
手数料	216,000	276,000	349,000	514,000	859,000

(3) 構造計算区分による手数料

- ・建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算などの限界耐力計算
 又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算による手数料は
 (2)の表の1.15倍程度とする。

2: 令和7年4月1日 適判業務範囲改定の都県について

(1) 業務範囲改定対象県

- ・群馬県: 判定を要するすべての建築物が対象となります。
- ・その他の都県は変更はありません。